

| 第1回定期総会議事録 |   |
|------------|---|
| 1、日 時      | 平成31年1月29日(火)   |
| 2、場 所      | 中津市役所 4階 研修室  |
| 3、出席委員     | 1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員7名(國分、前田、橋本、宮瀬、黒土、奥、武本) |
| 4、欠席委員     | 13番玉麻委員   |
| 5、事務局      | 福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉、後藤  |
| 6、議 題      | 別紙議案書のとおり。  |
| 7、開 会      | 午前9時30分 開会を宣する。   |
| 8、署名委員     | 3番坪根委員、9番田上委員   |
| 福永局長       | 資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。議長よろしくお願い致します。  |
| 中原会長       | おはようございます。  |
| 議 長        | では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。  |
| 全委員        | (異議なし)  |
| 議 長        | それでは、3番坪根委員、9番田上委員にお願いします。  |
| 議案審議       |   |
| 議第1号       | 議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について  |
| 議 長        | 1番の読み上げを事務局お願いします。  |
| 事務局(高倉)    | 1番議案朗読  |
| 議 長        | 議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について橋本委員に調査報告をお願いします。  |

|          |   |
|----------|---|
| 1 番 (橋本) | 報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 3 条及び 5 条申請ということです。審議をお願いします。   |
| 議 長      | 1 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。では 2 番について事務局をお願いします。  |
| 事務局(高倉)  | 2 番議案朗読   |
| 議 長      | 2 番について坪根委員に調査報告をお願いします。  |
| 3 番 (坪根) | 2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 5 条申請ということです。審議の程お願い致します。  |
| 議 長      | 2 番について、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。では、3 番 4 番について事務局をお願いします。   |
| 事務局(高倉)  | 3 番 4 番議案朗読   |
| 議 長      | 3 番 4 番について植山委員に調査報告をお願いします。  |
| 5 番 (植山) | まず 3 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定となっています。次に 4 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 5 条申請となっています。審議の程お願い致します。 |

|          |   |
|----------|---|
| 議 長      | 3 番 4 番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番 4 番は許可と致します。それでは、5 番を事務局お願いします。   |
| 事務局(高倉)  | 5 番議案朗読   |
| 議 長      | 5 番について田畑委員に調査報告をお願いします。  |
| 6 番 (田畑) | 貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定を行う予定で現在、耕作者を探しているとのことです。特に問題はないと思われます。審議の程お願い致します。 |
| 議 長      | 5 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番は許可と致します。それでは、6 番 7 番の議案の説明を事務局お願いします。                                     |
| 事務局(高倉)  | 6 番 7 番議案朗読   |
| 議 長      | 6 番 7 番について田上委員に調査報告をお願いします。  |
| 9 番 (田上) | 6 番 7 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 6 番、7 番ともに利用権設定です。審議の程お願い致します。           |
| 議 長      | 6 番 7 番について、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 議                   | 長 | ご異議ありませんので、議第 1 号 6 番 7 番は許可と致します。  |
| 議案審議<br>議第 2 号<br>議 | 長 | 農用地利用集積計画（案）について<br>議第 2 号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。                            |
| 農政振興課<br>(藤中)       |   | (農政振興課 担当 説明)   |
| 議                   | 長 | 只今説明のありました平成 31 年（1 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。                                    |
| 全委員                 |   | (異議なし)  |
| 議                   | 長 | ご意見ありませんので、議第 2 号平成 31 年（1 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認と致します。                                   |
| 議案審議<br>議第 3 号<br>議 | 長 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について<br>議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番 2 番をお願いします。 |
| 事務局(高倉)             |   | 1 番 2 番を朗読  |
| 議                   | 長 | 議第 3 号 1 番 2 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。  |
| 1 番（橋本）             |   | (1 番の現地について説明)<br>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ<br>れます。審議お願い致します。                            |
|                     |   | (2 番の現地について説明)<br>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ<br>れます。審議お願い致します。                            |
| 議                   | 長 | 議第 3 号 1 番 2 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑<br>等はありませんか。   |

|         |   |
|---------|---|
| 全委員     | (異議なし)  |
| 議 長     | ご異議ありませんので議第 3 号 1 番 2 番については許可と致します。続きまして 3 番を事務局お願いします。橋本委員は議事参与のため退室をお願いします。     |
| 事務局(高倉) | 3 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 3 号 3 番についての調査報告を橋本推進委員にお願いします。  |
| 橋本推進委員  | (3 番の現地について説明)<br>譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま<br>す。審議お願い致します。                     |
| 議 長     | 議第 3 号 3 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが<br>質疑等はありませんか。                                   |
| 全委員     | (異議なし)  |
| 議 長     | ご異議ありませんので議第 3 号 3 番は許可と致します。橋本委員は入<br>室をお願いします。続きまして 4 番から 6 番を事務局お願いします。          |
| 事務局(高倉) | 4 番から 6 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 3 号 4 番から 6 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。  |
| 2 番(高倉) | (4 番から 6 番の現地について説明)<br>4 番から 6 番まで一括して報告します。譲受人は農地取得要件も満たし<br>ており問題はないかと思われま<br>す。 |
| 議 長     | 議第 3 号 4 番から 6 番については、高倉委員の調査報告のとおりです<br>が質疑等はありませんか。                               |
| 全委員     | (異議なし)  |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | ご異議ありませんので議第 3 号 4 番から 6 番は許可と致します。橋本委員と黒土推進委員は議事参与のため退室をお願いします。続きまして 7 番を事務局お願いします。                      |
| 事務局(高倉) | 7 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 3 号 7 番についての調査報告を義経委員にお願いします。  |
| 4 番(義経) | (7 番の現地について説明)<br>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われ<br>ます。審議お願い致します。   |
| 議 長     | 議第 3 号 7 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等<br>はありませんか。   |
| 全委員     | (異議なし)  |
| 議 長     | ご異議ありませんので議第 3 号 7 番は許可と致します。橋本委員と黒土<br>推進委員は入室をお願いします。続きまして 8 番を事務局お願いします。                               |
| 事務局(高倉) | 8 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 3 号 8 番についての調査報告を義経委員にお願いします。  |
| 4 番(義経) | (8 番の現地について説明)<br>譲渡人が体調不良で耕作が困難なため、売買をするということになり<br>ました。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はない<br>と思われま。審議お願い致します。 |
| 議 長     | 議第 3 号 8 番について義経委員の調査報告のとおりですが、質疑等はあ<br>りませんか。  |
| 全委員     | (異議なし)  |
| 議 長     | ご異議ありませんので議第 3 号 8 番については許可と致します。続きま<br>して 9 番を事務局お願いします。   |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局(高倉)  | 9 番を朗読  |
| 議 長      | 議第 3 号 9 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。  |
| 6 番 (田畑) | (9 番の現地について説明)<br>譲渡人と譲受人は親子であり、農地の一部を息子さんに生前贈与することです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議お願い致します。 |
| 議 長      | 議第 3 号 9 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。   |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので議第 3 号 9 番は許可と致します。続きまして 10 番を事務局お願いします。  |
| 事務局(高倉)  | 10 番を朗読   |
| 議 長      | 議第 3 号 10 番についての調査報告を小野委員にお願いします。   |
| 10 番(小野) | (10 番の現地について説明)<br>譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。審議お願い致します。   |
| 議 長      | 議第 3 号 10 番については、小野委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。  |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | ご異議ありませんので議第 3 号 10 番は許可と致します。続きまして 11 番を事務局お願いします。   |
| 事務局(高倉)  | 11 番を朗読   |
| 議 長      | 議第 3 号 11 番についての調査報告を百留委員にお願いします。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 12 番 (百留)             | (11 番の現地について説明)<br>譲渡人が農地の管理ができないとのことで売買に至りました。農地は譲受人の家の前にあり、果樹を植えるとのこと。農地として適正に管理されており、譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われ。審議お願い致します。 |
| 議 長                   | 議第 3 号 11 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。   |
| 全委員                   | (異議なし)   |
| 議 長                   | ご異議ありませんので議第 3 号 11 番は許可と致します。   |
| 議案審議<br>議第 4 号<br>議 長 | 議第 4 号の農地転用事業計画変更の申請について<br>1 番を事務局お願いします。   |
| 事務局(中春)               | 1 番を朗読   |
| 議 長                   | 議第 4 号 1 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。   |
| 前田推進委員                | (1 番の現地について説明)<br>貸駐車場用地とのこと。雨水については、西側の水路に流すのと地下浸透です。審議お願い致します。   |
| 議 長                   | 議第 4 号 1 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。  |
| 全委員                   | (異議なし)   |
| 議 長                   | ご異議ありませんので議第 4 号 1 番は許可相当とし、県に進達します。<br>2 番を事務局お願いします。   |
| 事務局(中春)               | 2 番を朗読   |
| 議 長                   | 議第 4 号 2 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 6 番 (田畑)              | (2 番の現地について説明)   |
|                       | 平成 17 年に賃貸住宅用地として 5 条許可済みで、当初事業計画者が造成まで完了していましたが、事業計画再考のため中断していたところ、事業承継者より今回の依頼があり、了承しましたので事業計画変更ということになりました。事業変更後の内容につきましては後ほど 5 条申請をしておりますのでそちらで説明いたします。事業計画変更については特に問題ないと思われますので審議をお願いします。 |
| 議 長                   | 議第 4 号 2 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。  |
| 全委員                   | (異議なし)   |
| 議 長                   | ご異議ありませんので議第 4 号 2 番は許可相当とし、県に進達します。   |
| 議案審議<br>議第 5 号<br>議 長 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について<br>それでは 1 番を事務局お願いします。  |
| 事務局(中春)               | 1 番を朗読   |
| 議 長                   | 議第 5 号 1 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。   |
| 6 番 (田畑)              | (1 番の現地について説明)   |
|                       | 転用目的は宅地敷地拡張用地です。一部すでに宅地として利用していますが、始末書も添付されており、申請者も反省しております。雨水、排水は前面市道に放流します。境界確認も出来ており問題ないものと思われれます。審議お願い致します。  |
| 議 長                   | 議第 5 号 1 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。  |
| 全委員                   | (異議なし)   |
| 議 長                   | ご異議ありませんので議第 5 号 1 番は許可相当とし、県に進達します。   |

|         |   |
|---------|---|
| 議案審議    |   |
| 議第 6 号  | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について  |
| 議 長     | それでは 1 番を事務局お願いします。   |
| 事務局（中春） | 1 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 6 号 1 番についての調査報告を國分推進委員にお願いします。  |
| 國分推進委員  | （1 番現地について説明）<br>転用目的は事務所及び作業場分譲用地です。排水は公共下水へ、雨水排水につきましては隣接する水路に放流です。以上審議お願いします。                                  |
| 議 長     | 議第 6 号 1 番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。  |
| 全委員     | （異議なし）  |
| 議 長     | ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は議事参与のため退室をお願いします。では次に 2 番を事務局お願いします。                               |
| 事務局（中春） | 2 番を朗読  |
| 議 長     | 議第 6 号 2 番についての調査報告を前田推進委員お願いします。   |
| 前田推進委員  | （2 番現地について説明）<br>転用目的は、貸貸貸共同住宅用地です。排水は公共下水道、雨水は南側の道路側溝に放流します。周辺はすべて宅地であり、区画整理で境界もはっきりしています。何も問題はないと思われま。審議お願いします。 |
| 議 長     | 議第 6 号 2 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。  |
| 全委員     | （異議なし）  |

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | <p>ご異議ありませんので、議第 6 号 2 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。では 3 番から 5 番を事務局お願いします。</p>  |
| 事務局（中春） | <p>3 番から 5 番を朗読</p>  |
| 議 長     | <p>議第 6 号 3 番から 5 番についての調査報告を坪根委員お願いします。</p>   |
| 3 番（坪根） | <p>（3 番現地について説明）<br/>       転用目的は店舗用地です。排水については、仮設トイレを設置しているため出ません。雨水は、前面の道路側溝に流します。</p> <p>（4 番現地について説明）<br/>       転用目的は宅地分譲用地（3 区画）です。排水は合併浄化槽、雨水は、東側水路に流します。</p> <p>（5 番現地について説明）<br/>       転用目的は宅地分譲用地（8 区画）です。排水は合併浄化槽、雨水は水路に流します。</p> <p>何も問題はないと思いますので審議の程よろしくお願いします。</p> |
| 議 長     | <p>議第 6 号 3 番から 5 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>  |
| 全委員     | <p>（異議なし）</p>  |
| 議 長     | <p>ご異議ありませんので、議第 6 号 3 番から 5 番については許可相当とし、県に進達致します。6 番から 8 番を事務局お願いします。</p>  |
| 事務局（中春） | <p>6 番から 8 番を朗読</p>  |
| 議 長     | <p>議第 6 号 6 番から 8 番についての調査報告を高倉委員お願いします。</p>   |
| 2 番（高倉） | <p>（6 番現地について説明）<br/>       転用目的は宅地分譲用地（5 区画）です。雑排水は合併浄化槽、雨水については前面道路側溝に流します。特に問題ないと思われま。</p>  |

|         |   |  |
|---------|---|--|
|         |   | (7番8番現地について説明)<br>7番の転用目的は宅地分譲用地(4区画)です。8番の転用目的は宅地敷地拡張用地です。両方とも雑排水は合併浄化槽、雨水については前面道路側溝に流します。特に問題ないと思われます。審議の程よろしくお願ひします。 |
| 議       | 長 | 議第6号6番から8番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。   |
| 全委員     |   | (異議なし)   |
| 議       | 長 | ご異議ありませんので、議第6号6番から8番については許可相当とし、県に進達致します。それでは、9番事務局お願ひします。  |
| 事務局(中春) |   | 9番を朗読  |
| 議       | 長 | 議第6号9番についての調査報告を植山委員お願ひします。  |
| 5番(植山)  |   | (9番現地について説明)<br>転用目的は一般住宅用地です。雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝に放流します。審議をお願ひします。   |
| 議       | 長 | 議第6号9番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。   |
| 全委員     |   | (異議なし)   |
| 議       | 長 | ご異議ありませんので、議第6号9番については許可相当とし、県に進達致します。それでは10番11番事務局お願ひします。   |
| 事務局(中春) |   | 10番11番を朗読  |
| 議       | 長 | 議第6号10番11番についての調査報告を田畑委員お願ひします。  |
| 6番(田畑)  |   | (10番現地について説明)<br>転用目的は駐車場用地です。雨水は隣接した水路に流します。特に問題ないと思われますので審議をお願ひします。  |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
|                |   | (11 番現地について説明)<br>転用目的は介護福祉施設用地です。排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝に流します。特に問題ないと思われますので審議をお願いします。 |
| 議              | 長 | 議第 6 号 10 番 11 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。                               |
| 全委員            |   | (異議なし)   |
| 議              | 長 | ご異議ありませんので、議第 6 号 10 番 11 番については許可相当とし、県に進達致します。                                 |
| 議案審議<br>議第 7 号 |   | 非農地証明願に関する件について。   |
| 議              | 長 | 1 番 2 番を事務局お願いします。   |
| 事務局 (高倉)       |   | 1 番 2 番を朗読   |
| 議              | 長 | 議第 7 号 1 番 2 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。                                      |
| 議              | 長 | ご異議はありませんか。  |
| 全委員            |   | (異議なし)   |
| 議              | 長 | ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番 2 番を適当とし、証明を発行致します                          |
| 議案審議<br>議第 8 号 |   |  |
| 議              | 長 | 議第 8 号その他について事務局よりお願いします。  |
| 福永局長           |   | 議第 8 号<br>(別紙議案のとおり)   |

|            |  |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、<br/>1 番から 7 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について<br/>1 番から 11 番については許可と致します。</p> <p>議第 4 号農地転用事業計画変更の申請に関する件について<br/>1 番から 2 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について<br/>1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について<br/>1 番から 11 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 7 号非農地証明願に関する件について<br/>1 番から 2 番については承認と致します。</p> <p>以上を持ちまして、平成 31 年第 1 回定期総会を閉会します。<br/>(終 午前 10 時 30 分)</p> |
|------------|--|